

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	健康づくり (高齢者) 事業業務	
契 約 内 容	高齢者の介護予防を目的とする健康づくりに関する事業 (木曜サロン, らくらく体操普及、市民団体の依頼による所外体操指導・認知症予防等)	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市健康づくり推進協議会	
契 約 金 額	283,376円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康づくり推進協議会は、市民の健康づくりを推進するため市が養成したボランティア (健康づくり推進員) の組織であり、人材育成にも市が関わっている。 組織を立ち上げ15年以上も運動を主軸にした健康づくり活動を実施しており、市民のために体操やウォーキングを一年通して市内各所で実施している。 今後も健康づくりを推進していく上で欠かせない存在であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	健康づくり (成人) 事業業務	
契 約 内 容	市民の健康づくり (主に成人保健) に関する事業 (運動講座の開催、市民団体の依頼による所外体操指導)	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市健康づくり推進協議会	
契 約 金 額	141,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>健康づくり推進協議会は、市民の健康づくりを推進するため市が養成したボランティア (健康づくり推進員) の組織であり、人材育成にも市が関わっている。</p> <p>組織を立ち上げ15年以上も運動を主軸にした健康づくり活動を実施しており、市民のために体操やウォーキングを一年通して市内各所で実施している。</p> <p>今後も健康づくりを推進していく上で欠かせない存在であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	食生活改善推進 (高齢者) 事業業務																									
契 約 内 容	高齢者市民の介護予防を目的とする食生活改善推進に関する事業 (木曜サロン, 中高年男性料理入門、シニア料理教室・選んで楽しく健康レストラン (食育SATを用いた栄養バランスチェック等))																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市食の改善推進協議会																									
契 約 金 額	289,850円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>食の改善推進協議会は、市民の健康づくりを推進するため市が養成した食のボランティア (食の改善推進員) 組織であり、毎年人材育成にも市が関わっている。組織を立ち上げ20年以上も食を中心に食生活改善推進活動を行っており、若い世代から高齢者まで幅広く市民のために一年通して事業を実施している。今後も健康づくりを推進していく上で欠かせない存在であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務 (平成31年度分)	
契 約 内 容	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務 (平成31年度分) を委託する。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社中央ジオマチックス	
契 約 金 額	189,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	####	第1号 少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	####	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	####	第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	####	第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	####	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	####	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	####	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーションは平成29年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものである。アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	こころの悩み相談委託	
契 約 内 容	自殺予防対策の一環として、こころに悩みを抱かえる相談者に対して精神科医師又は認定心理師等の医療専門職等によるこころの健康や医療、家族の対応等の相談に応じ、必要な場合専門医療機関等につなげる。	
契 約 期 間	令和元年6月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和元年6月1日	
契 約 相 手 方	医療法人桜桂会 犬山病院	
契 約 金 額	131,856円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	こころの悩み相談は自殺予防対策の第1次予防（未然予防）として重要であり、できるだけタイムリーに精神科医師等専門職の相談にのれる機会の確保が必要である。今回の委託内容に対応することができるのは精神科専門医、専門職が複数人在籍する医療法人桜桂会犬山病院以外にはこの地区にないことから契約するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	がん検診																									
契 約 内 容	医療機関におけるがん検診に関する業務 種別：胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん (X線)、前立腺がん 対象：胃：30歳以上、肺・大腸：35歳以上、子宮：20歳以上、乳：40歳以上、 前立腺：50歳以上 胃がんリスク検診 (血液検査) 対象：40歳以上で過去リスク検診を受けたことが無い人 (生涯1回限り)																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの委託単価はがんの種類により異なる。(予算155,259,000円) 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、市民にとって地域医療に貢献している身近な医療機関で検診を受けることができ、検診後も早期治療や経過観察など継続した医療に結び付けやすい。 そのため、地元医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課(市民健康館)																									
件 名	肝炎検査																									
契 約 内 容	肝炎検査の委託 対象：40歳以上でこれまでに職場等で肝炎検査を受けたことが無い人 (生涯一回限り) 内容：血液検査																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの委託単価4,774円(予算 1,595,700円) 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、市民にとって地域医療に貢献している身近な医療機関で検査を受けることができ、検査後も早期治療や経過観察など継続した医療に結び付けやすい。 そのため、地元医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (保健センター)	
件 名	犬の登録鑑札・狂犬病予防注射済票交付及び手数料徴収事務	
契 約 内 容	狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) 第4条第1項及び第5条第1項に規定された犬の登録鑑札・注射済票交付及び手数料の徴収業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知北開業獣医師会	
契 約 金 額	1,117,600円を超えない範囲 犬の登録：300円×270件×消費税=89,100円 注射済票：275円×3,400件×消費税=1,028,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	狂犬病予防注射は、多くの場合動物病院で接種されており、その場で犬の登録鑑札・注射済票交付及び手数料の徴収を実施できることが合理的であるが、各動物病院毎に単価契約することは非効率である。 市内及び近隣の獣医師が所属している愛知北開業獣医師会と契約することがもっとも合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)	
件 名	犬山市休日急病診療所業務	
契 約 内 容	犬山市休日急病診療所業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	30,907,477円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人尾北医師会に委託することで、地域の一時医療に精通及び貢献している医師を派遣することができ、市民の安全を守るためには必要である。</p> <p>そのため、地元医師会の委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	犬山市訪問看護ステーション業務																									
契 約 内 容	犬山市訪問看護ステーション業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	24,116,000円 実績に応じて精算																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	○	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。	○	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	○	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	○	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
○	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
○	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
○	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
○	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
○	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市訪問看護ステーションは、一般社団法人尾北医師会の医師による指示書に基づき、適切な看護をしており、一般社団法人尾北医師会と随意契約を締結することで、医師との連携及び調整業務が円滑できめ細やかな対応をすることができるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	犬山市民健康館自主事業委託																									
契 約 内 容	犬山市民健康館で市民の健康づくりを推進し、健康及び福祉の増進を進めるため、健康講演会や秋桜健康福祉まつり等を実施する業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市民健康館自主事業実行委員会																									
契 約 金 額	700,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	受託者である犬山市民健康館自主事業実行委員会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係者、市民健康館で活動している健康に関するボランティアを構成メンバーとしており、犬山市民健康館及び健康づくりについて熟知しており、市民の健康づくりを推進し、健康及び福祉の増進を図るうえで、最適な団体であるため。 当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (保健センター)	
件 名	子育て支援アプリ運用及び保守業務 (平成31年度分)	
契 約 内 容	子育て支援アプリの運用及び保守業務 (平成31年度分) を委託する。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 ミラボ	
契 約 金 額	779,995円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	子育て支援アプリは平成30年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものであり、アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	平成31年度市民健康館における使用エルピーガスの単価契約																									
契 約 内 容	市民健康館で使用するエルピーガスの供給																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山エルピーガス協同組合																									
契 約 金 額	285.4円/m ³ 285.4円/m ³ ×予定数量64,112m ³ =18,297,564円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市民健康館では、温泉施設での使用などにより大量にエルピーガスを使用するため、ガスボンベではなく、バルク貯蔵(2,900kg/犬山エルピーガス協同組合設置)している。市民健康館の場合、1,000kg以上の貯槽にあたるため、特定供給設備に該当する。</p> <p>液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律第36条により、特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者は知事の許可が必要となる。その許可を有しているのは、犬山エルピーガス協同組合のみのため、1者随意契約をするもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	成人歯科健康診査																									
契 約 内 容	歯科健康診査の委託 対象：当該年度に節目年齢（30歳、40歳、50歳、60歳、70歳）に達する人 内容：口腔内およびその周辺診査、保健指導 検診料：無料																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山扶桑歯科医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの単価契約 3,000円 (予算2,000,000円) 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会に委託することで、市民にとって地域の歯科医療に貢献している身近な歯科診療所で健診をうけることができ、健診後も早期治療、経過観察など継続した医療に結び付けやすい。 そのため、地元歯科医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課（保健センター）	
件 名	妊産婦・乳児健康診査事業	
契 約 内 容	母子保健法に基づく地方自治体が実施すべき健康診査事業 県医師会・地元医師会との契約であるが、支払形態は実施した会員の医療機関に委託料が支払われる。	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	健診回数別による単価契約（予算額 50,012,000円） 健診受診人数、健診の種別により実施医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	妊産婦、乳児の健康診査は、多くの市民は2市2町を含めた愛知県内の病院や診療所で受けており、愛知県内で補助額を統一して妊産婦・乳児健康診査事業を実施しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (保健センター)	
件 名	風しん追加的対策に係るシステム改修業務	
契 約 内 容	平成30年12月17日に、厚生労働省より示された「風しんの感染拡大防止のための追加的対策」について、対象者にクーポン券を送付する必要がある。この業務に対応するため、既存の健康管理システムに対してシステム改修および事前テストを委託する。	
契 約 期 間	平成31年4月5日から令和元年8月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月5日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,328,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康管理システム（ログヘルス）はパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、対応することはシステムの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課（保健センター）	
件 名	予防接種事業	
契 約 内 容	予防接種法に基づく地方自治体が実施すべき予防接種事業	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	ワクチンの種類別による単価契約（予算額 181,157,000円） ワクチンの種類、接種人数により接種医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児、学童、高齢者の予防接種は、多くの市民は地元の病院や診療所を利用しており、尾北医師会管内（2市2町）での実施が多く、2市2町で共通の価格での実施をしている。かかりつけ医が尾北医師会管内以外の愛知県内の医療機関の場合は、愛知県広域予防接種事業として実施している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	緑内障検診																									
契 約 内 容	緑内障検診の委託 対象：当該年度に40歳、50歳、60歳、70歳の年齢に達する人 内容：眼底検査、眼圧検査、細隙灯検査等																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの委託単価3,153円 (予算3,182,500円) 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、市民にとって地域医療に貢献している身近な市内医療機関に受診ができ、検診後も早期治療、経過観察など継続医療に結び付けやすい。 そのため、地元医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課																									
件 名	平成31年度一般介護事業健康カラオケ教室業務委託																									
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、一般介護予防事業に関する業務。高齢者の運動機能・口腔機能・認知機能向上及び閉じこもり予防を目的に、カラオケ機器を利用した介護予防教室を実施する。																									
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社 東海第一興商																									
契 約 金 額	7,223,904円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康づくり・介護予防に興味・安心の少ない層や、今までの教室において参加の少なかった男性高齢者に対する新しい介護予防教室を実施するにあたり、カラオケ機器を利用した介護予防教室運営の実績が他市町村であり、機器の貸出、指導者の育成・派遣、教室終了後のフォローアップ体制が充実している業者は他にないことから随意契約とする。 （契約期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日）																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課																									
件 名	介護保険料納入通知書（普通徴収仮算定）の封入封緘業務委託																									
契 約 内 容	介護保険料納入通知書（普通徴収仮算定）の送付における封入封緘業務																									
契 約 期 間	平成31年4月5日～平成31年4月10日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月2日																									
契 約 相 手 方	小林クリエイト株式会社 名古屋第二営業部																									
契 約 金 額	136,080円（1,400通）																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	介護保険料納入通知書と納付書のOMR読み取りにおけるマッチング作業に対応できる業者の選任が困難であり、請負業者が業務においてジャム等による過失で送付不能になった送付物の用紙印刷の補充もかんがみ、印刷物の版元である事業者が一連作業を請け負うことが適切であることにより随意契約を締結。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課																									
件 名	緊急通報システム設置運用業務委託契約																									
契 約 内 容	在宅で虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や事故等の緊急事態に対応するための緊急通報専用端末を設置し管理する業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	東和電子システム株式会社																									
契 約 金 額	500円(税抜)/事業利用者1人 500円×840=420,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市高齢者緊急通報システム設置運用業務委託仕様書に対応可能なシステムを提供している者が選定業者以外にいないことから、競争入札に適しないと判断したため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課																									
件 名	犬山市敬老事業75歳のつどい委託契約																									
契 約 内 容	高齢者に対して感謝の気持ちを表す会を開催する等の長寿を祝う事業を実施する。																									
契 約 期 間	令和元年6月1日～令和元年12月31日																									
契 約 締 結 日	令和元年6月1日																									
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会																									
契 約 金 額	3,499,100円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者は、敬老事業の協力者である民生委員児童委員との長年の関係性があり、競争入札に適しないと判断したため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者訪問理髪サービス事業委託契約	
契 約 内 容	外出することが困難な在宅寝たきり高齢者に対して、理容師または美容師が訪問して調髪する業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	美容：愛知県美容業生活衛生同業組合江南支部犬山地区 理容：愛知県理容生活衛生同業組合江南支部犬山地区	
契 約 金 額	美容：4,100円/1回 理容：3,600円/1回 美容：4,100円×60回=246,000円 理容：3,600円×20回= 72,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	契約単価が組合支部管内で統一されており、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人福祉推進事業委託契約	
契 約 内 容	囲碁、園芸、カラオケ等の各種クラブ活動を円滑に運営するための業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市老人クラブ連合会	
契 約 金 額	1,000,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	老人福祉の推進のため、選定業者がクラブ活動を実施していることから、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	食事サービス事業委託契約	
契 約 内 容	ひとり暮らし高齢者等にバランスの取れた食事を手渡しで配達することで、栄養改善を図り安否確認を行う業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社クリップコーポレーション 宅配クックワン・ツウ・スリー尾張中央店 株式会社地域福祉推進会みそら食堂 株式会社元氣べんとう	
契 約 金 額	200円/食 200円×16,000食=3,200,000	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者との関係性や宅配サービスに係るノウハウが必要であり、競争入札に適しないと判断したため	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課	
件 名	高齢者短期入所事業	
契 約 内 容	犬山市高齢者短期入所事業実施要綱及び関係諸法令に基づき、養護老人ホームの居室を利用し、短期入所させ、自立した生活を行うための体調調整等の支援を行い、本人及びその家庭の福祉向上を図る	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	養護老人ホームぬく森	
契 約 金 額	6,751円/日 6,751円×394日=2,659,894円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	養護老人ホーム内に設置する居室において短期入所させ、入所者の支援を行うものであり、専門的な技術を持つ事業者として、養護老人ホームを運営する事業者限定されるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課																									
件 名	介護保険指定機関等管理システム利用																									
契 約 内 容	システム利用 (ID発行) ※契約に伴い、次のサービスが付帯される。 LGWAN接続機器等利用及び保守等、障害監視、年1回程度の機能強化、データバックアップ、ヘルプデスク																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社																									
契 約 金 額	金523,200円 上半期 金259,200円 下半期 金264,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市が入力及び管理を行っている地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業の事業者情報については、愛知県国民健康保険団体連合会へデータ送信を行っている愛知県とのデータ共有が必要であり、愛知県と同じシステムを利用する必要があるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課																									
件 名	犬山市生活支援コーディネーター業務委託																									
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターに関する業務。地域情報共有の場である協議体の設置・開催を通じ、地域住民や民間企業等と協働し、生活支援サービスの創出等を実施する。																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から平成32年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 和顔の輪																									
契 約 金 額	6,122,200円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>高齢者福祉及び障害者福祉の分野において活動実績がある事業者であり、地域における高齢者の生活支援サービス創出のためには、地域住民等との関係性を構築しなければならず、継続的な関わりが必要であることから、競争入札に適さないものである。</p> <p style="text-align: center;">（契約期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日）</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	地域包括支援センターシステム保守委託業務	
契 約 内 容	地域包括支援センターシステムの保守業務の委託契約	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	4,172,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	定期的な機能強化や制度改正に対応したシステム修正も委託業務に含まれるため、専門的知識と特殊技能が必要であり、かつ、障害発生時の緊急事態に早急に対応するために近隣に営業拠点が必要であることから、上記選定業者に限定されるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	長寿社会課	
件 名	犬山市認知症初期集中支援事業業務	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、認知症初期集中支援チームに係る業務。適切な医療や介護サービスに繋がっていない対象者に対する訪問支援、介入方法などを関係者間で検討する会議の開催、認知症に関する普及啓発活動等を実施する。	
契 約 期 間	平成31年4月1日～平成32年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院	
契 約 金 額	4,451,472円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>チームを構成するメンバーとして、医療系専門職、介護系専門職、専門医を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、認知症に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。</p> <p style="text-align: center;">（契約期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人クラブ連合会指導員派遣業務委託契約	
契 約 内 容	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動を指導する職員を派遣する業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会	
契 約 金 額	1,262,201円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者は、老人クラブ連合会に対して長年の関係性があり、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	福祉課	
件 名	生活保護システム保守業務委託	
契 約 内 容	生活保護システム保守業務 ・基準改定等（国庫補助対象となる大規模改修を除く。） ・システム（ソフトウェア）対応。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	北日本コンピューターサービス 株式会社	
契 約 金 額	1,389,750円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在運用している生活保護システムが北日本コンピューターサービス 株式会社製のパッケージシステムで、その内容が外部に公開されていないことから、業務を行うことがシステムを構築した事業者に限られるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 福祉課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	福祉課	
件 名	生活保護版レセプト管理システムクラウドサービスの利用について	
契 約 内 容	生活保護版レセプト管理システムクラウドサービスの提供 ・レセプトデータのデータセンターへの取込み ・閲覧、点検、分析等システム機能の提供	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 富士通エフサス 東海支社	
契 約 金 額	523,200円 40,000円×6月×1.08、40,000円×6月×1.1	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	生活保護版レセプト管理システムが厚生労働省が富士通エフ・アイ・ピー 株式会社に発注して構築したもので、他社には同様のサービスが存在しないことと、富士通エフ・アイ・ピー 株式会社が販売店を通じての提供しか対応しないため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 福祉課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課																									
件 名	国保情報データベース保守業務																									
契 約 内 容	国民健康保険の補助金申請書類を作成する国保情報データベースの保守業務を行う。																									
契 約 期 間	H31. 4. 1～R2. 3. 31																									
契 約 締 結 日	H31. 4. 1																									
契 約 相 手 方	(株)フューチャーイン																									
契 約 金 額	220,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	独自のシステムが組み込まれていて非公開であるため、他の者では解析や改造が困難であるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課																									
件 名	国保レセプト等二次点検業務委託																									
契 約 内 容	国民健康保険被保険者の加入資格の有無等に係る点検(資格点検)や、国が定めた算定基準等による点検やレセプトとの整合性の確認等を行い、診察・検査・投薬等の診療内容について、正しい請求が行われているかどうかを点検する。																									
契 約 期 間	H31. 4. 1~H32. 3. 31																									
契 約 締 結 日	H31. 4. 1																									
契 約 相 手 方	愛知県国民健康保険団体連合会																									
契 約 金 額	4月から9月点検分1件あたり12円96銭 10月から3月点検分1件あたり13円20銭 予定総額4,286,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、診察・検査・投薬等の診療内容に係る内容点検や国が定めた算定基準等による点検やレセプトとの整合性の確認等が必要であり、その作業には診療報酬制度に精通し、また、制度改正に伴う対応が迅速且つ適正に行えるなど専門性が必要である。犬山市等県内の全市町村を会員として事業運営している愛知県国民健康保険団体連合会は国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、医療機関等からの診療報酬明細書の一次審査・支払を行っているため、診療報酬制度に精通し、制度改正にも迅速かつ適正に行える上、市民の病歴等が記載されている診療報酬明細書を取り扱う際の個人情報保護の観点からも、契約の性質が競争入札に適さないため随意契約としている。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課